

山梨県低炭素建築物認定要綱

平成24年12月 4日

建住第4108号

平成27年 5月19日

建住第1016号

平成29年 3月30日

建住第5895号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年度国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、山梨県知事（以下「知事」という。）が所管行政庁として行う法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（以下「認定」という。）に係る法の施行に関して適用する。

(認定申請前の審査等)

第3条 法第53条第1項の規定により認定の申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定の申請の前に、原則として山梨県手数料条例（平成12年山梨県条例第3号）別表第2の184の項イに規定する適合証等の交付を受けるものとする。

2 認定申請者は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものである場合にあつては、原則として認定の申請とは別に同法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受け、確認済証の交付を受けるものとする。

(手数料)

第3条の2 山梨県手数料条例別表第2の184の項ロ(2)(三)(イ)の別に知事が定める簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。）Iの第1の1の1―2ただし書に定める方法として、建築物エネルギー消費性能基準

等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号イ(2)に定める方法を用いたもの（誘導基準告示別表第1(8)項に掲げる用途に供する部分を除く。）であり、かつ、誘導基準告示Iの第1の2の2—1ただし書に定める方法として、基準省令第10条第1号ロ(2)に定める方法（この場合、基準省令第11条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」と読み替えるものとする。）を用いたものであることとする。

（認定申請書）

第4条 認定申請者は、規則第41条第1項に規定するほか、第3条第1項の書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 認定申請者は、認定の申請に際して法第54条第2項の申し出を行う場合であつて、同項の規定により提出する確認の申請書に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるものを申請する場合には、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の12に定める図書及び書類を添えて認定の申請を行うものとする。

（取下届）

第5条 認定申請者は、認定の申請を取り下げるときは、様式1による取下届の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

（変更認定申請）

第6条 第3条、第4条及び第5条の規定は、法第55条第1項の変更の認定の申請について準用する。

2 法第55条第1項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、規則別記様式第6又は別記様式第8による通知書（以下「認定通知書」という。）の写しを添えて変更の認定の申請を行うものとする。

（取りやめ届）

第7条 認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る工事を取りやめるときは、様式2による取りやめ届の正本及び副本に認定通知書を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

（報告）

第8条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る工事が完了したときは、当該計画

に基づき工事が行われたことを建築士に確認させ、速やかに様式3による工事完了報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、低炭素建築物新築等計画に係る工事が建築基準法第6条第1項に規定する確認又は第18条第2項の規定による通知を要する場合にあつては、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しを添えなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定により知事から報告を求められたときは、様式4による認定低炭素建築物状況報告書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。